



高齢者の労働災害防止について【令和8年4月1日施行】

労働安全衛生法の改正により、事業者は「高齢労働者の労働災害防止のための指針」に従い、必要な措置を講ずることが**努力義務化**されました。

厚生省がまとめた「2024年の労働災害発生状況」によると、雇用者全体の約5人に1人を60歳以上が占めており、その数は年々増加傾向にあります。

さらに、労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、60歳以上の占める割合は**約3割**に達しており、若年層に比べて被災率が高い現状があります。

深刻な人手不足の中、労働者の負傷は企業にとって大きな損失です。事業者が労働災害防止に真摯に取り組むことは、結果として**生産性の向上**にもつながります。今回は、事業者が講ずべき指針の概要についてご紹介いたします。

※高齢労働者とは、おおむね60歳以上を指します。

高齢労働者の労働災害防止のための指針概要 ～事業者が講ずること～

① 安全衛生管理体制の確立等

【経営トップの方針表明及び体制整備】

- 事業者は、高齢労働者労働災害防止対策に取り組む姿勢を示し、企業全体の安全意識を高めるため、安全衛生方針を表明する。
- 安全衛生委員会等において調査審議するなど、防止対策を労使で話し合いを行う。

【リスクアセスメントの実施】

- 身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から危険源の洗い出しを行う。
- 当該リスクの高さを考慮して防止対策の優先順位を検討する。

② 職場環境の改善

【身体機能の低下を補う設備・装置の導入】



- 高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行う。

対策例：照度確保、手すり、段差の解消、防滑素材の採用、防滑靴の利用、暑熱な環境・重量物取扱いへの対応等。

【高齢者の特性を考慮した作業管理】

- 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行う。

対策例：短時間勤務など勤務形態や勤務時間の工夫、ゆとりある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮、腰部に負担がかかる作業方法の改善等。

③ 高齢者の健康や体力の状況の把握

【健康・体力の状況把握】

- 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施する。
- 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、体力チェックを継続的に実施することが望ましい。

【健康や体力の状況に関する情報の取扱い】

- 健康や体力の情報を扱う際は、個人のプライバシーに十分配慮し、不利益な取り扱いを防ぐための規程を定める。

④ 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

【個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置】

- 基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講ずる。

【心身両面にわたる健康保持増進措置】

- 集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましい。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルズ指針）」等に基づく取組に努める。

【高齢者の状況に応じた業務の提供】

- 業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点から踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮する。
- 治療と仕事の両立支援指針に基づく取組に努める。

⑤ 安全衛生教育

【高齢者に対する教育・管理監督者等に対する教育】

- 事業者は、法令に基づく教育等を確実に行う。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかける。中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行う。
- 管理監督者に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行う。



≪筆者：黒澤≫

お知らせ

●労働保険料の年度更新

賃金台帳と工事台帳（建設業の方のみ）をもとに労働保険料の精算を行いますのでご協力をお願い致します。

●令和8年4月分（5月納付分）からの社会保険料について

令和8年4月より「子ども・子育て支援金」制度が開始されました。

【支援金の徴収開始時期】

賞与は令和8年4月に支払日があるものから支援金が徴収になります。

給与は令和8年5月に支払日があるものから支援金が徴収になります。

※4月に支払日がある給与では、支援金を徴収しないようご注意ください！

※保険料の端数処理については、別紙同封しております「健康保険・厚生年金保険標準報酬・保険料月額表」にて、ご確認をお願い致します。

●令和8年度の雇用保険料率

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりとなります。

	① 労働者負担	② 事業主負担	雇用保険料率 (①+②)
一般	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産業：清酒製造業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の業	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000

(赤字は変更部分)

●衛生管理者受験講座について

衛生管理者の受験希望者が一定数いらっしゃる場合は、受験講座の開催を検討いたします。受講を希望される企業様は、当事務所までご連絡をお願い致します。

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します



社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL：028-635-9752 FAX：028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

